

議案第29号

里庄町歴史民俗資料館設置条例の一部改正について

里庄町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成26年3月18日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

里庄町歴史民俗資料館の現在の入館者数の状況を踏まえ、現状に即した開館日数に変更するとともに、開館日以外の見学依頼などにも適宜対応するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成26年3月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例

里庄町歴史民俗資料館設置条例（平成23年里庄町条例第14号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「毎週日曜日」を「毎月の第1日曜日及び第3日曜日」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「12月29日から翌年」を「1月1日から」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めたときは、資料館を開館することができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。